

あなたとともに歩む

# 企業年金 | だより

2007.10

No.2



キヤノンアネルバ企業年金基金

# 平成18年度 決算のお知らせ

去る7月20日に開催された第9回代議員会において、平成18年度の事業報告および決算が審議され、その結果、満場一致で可決・承認されました。以下に決算のあらましをお知らせします。

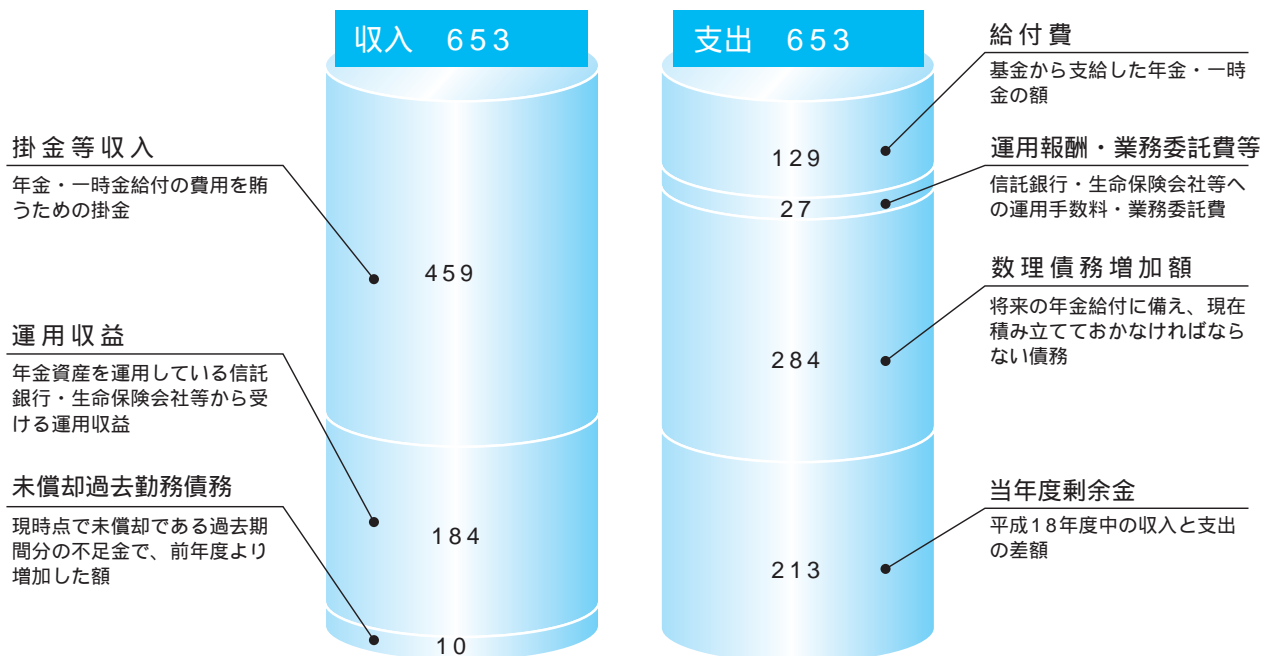
## 年金経理

基金の年金・一時金の給付に関する資産を扱う経理です。

平成18年度の年金経理の収入は、事業主からの掛金と年金資産の運用収益等を合計して約6億5,300万円となりました。支出は給付費や運用報酬等、および数理債務増加額を合計して約4億4,000万円となり、この結果、収支差である約2億1,300万円

が当年度剰余金として計上されました。

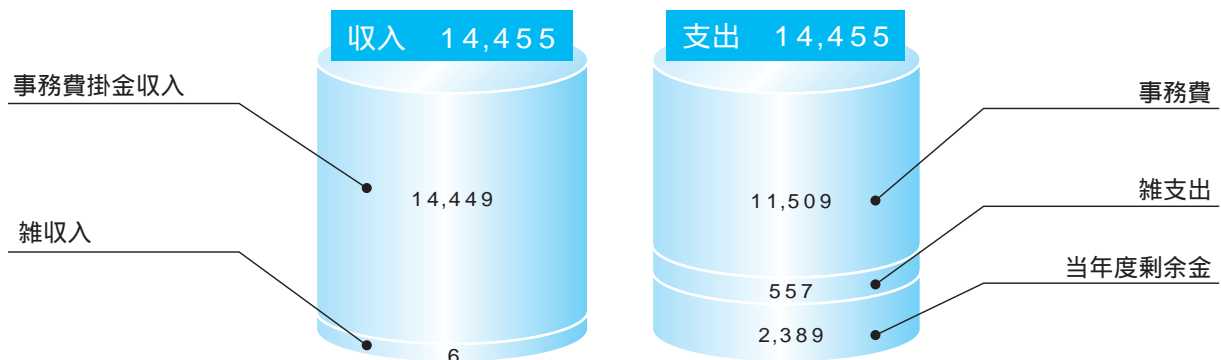
剰余金が発生した要因として、平成18年度は国内株式の低迷を、外国債券・株式が為替効果でフォローしたため、年金資産全体の運用利回りが3.96%になったことなどによります。



<単位：百万円>

## 業務経理・業務会計

基金の事業運営に必要な業務に関する経理です。



<単位：千円>

# 平成18年度の資産運用状況

平成18年度の年金資産の運用利回りは3.96%で、  
約184百万円の収益を確保することができました。



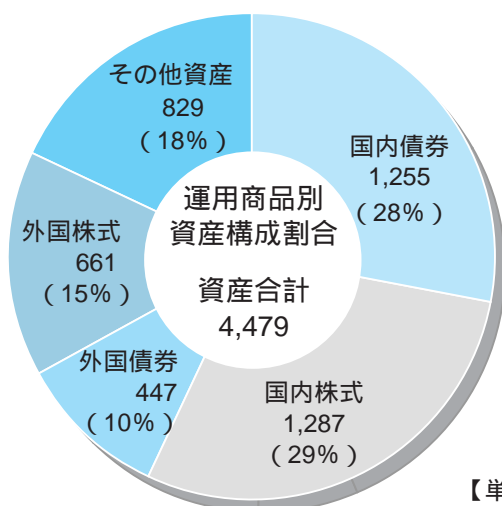
## 当基金の資産構成割合

基金は、年金資産の積立金を複数の運用機関および運用商品に分散投資して、安全かつ効率的に運用することが義務づけられています。

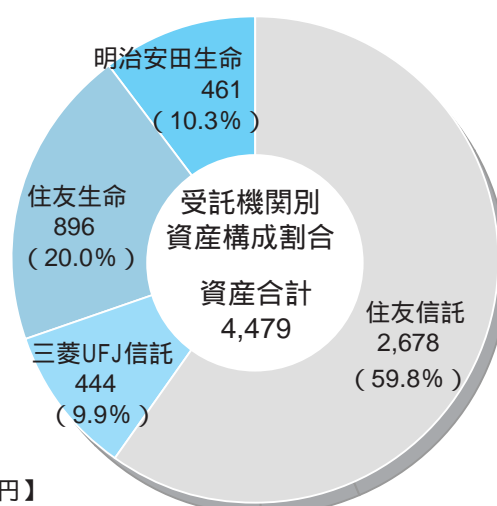
そのためには年金ALM（資産と負債の総合的管理を行う手法）分析などによる合理的な方法で、長期にわたり維持すべき政策的資産構成割合（アセットミックス）を定めることになっています。

当基金の平成18年度の運用商品別、および受託機関別資産構成割合は以下のとおりです。

運用商品別 資産構成割合



受託機関別 資産構成割合



【単位：百万円】

## 平成18年度の資産運用実績

当基金は年金資産を金融市場で運用しており、現在は44億円強の資産を国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等に分散投資を行い、運用収益の確保に努力しております。

当基金の18年度の運用商品別利回りは下表のとおりで、約1億8,400万円の運用収益をあげることができました。

資産運用実績（時間加重収益率）

運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他資産	合計
運用実績	2.31%	0.03%	10.32%	15.88%	2.01%	4.32%

# 財政検証報告

平成18年度  
積立水準の検証

基金では、将来にわたって安全かつ確実に年金や一時金を支給していくために、毎年度財政決算を行うとともに、年金資産の積立状況の財政検証（継続基準・非継続基準）を行っています。平成18年度の当基金の財政検証の結果は以下のとおりです。

## 継続基準による検証

『継続基準』とは、基金が安定的に給付を行っていくための年金資産が、計画どおり積立てられているかを検証するもので、責任準備金と純資産額を対比して行います。不足金が一定額を超えると繰上げ計算に該当し、直ちに掛金の変更計算を行い、財政の健全化を図らなければなりません。

責任準備金 = 数理債務（5,478百万円） - 過去勤務債務（2,178百万円）

5,259百万円



3,300百万円



$$\frac{\text{純資産額} + \text{許容繰越不足金}}{\text{責任準備金}} = \frac{5,259 \text{百万円}}{3,300 \text{百万円}} = 1.59$$

基準値：1.00以上

**検証結果** 積立比率は基準以上であるため、財政再計算による掛金率の見直しは必要はありません。

## 非継続基準による検証

『非継続基準』とは、仮に基金が解散した場合に、その時点での加入者や受給者の受給権が確保できる資産が積み立てられているかを検証します。下記の検証基準によって算出した率が必要水準に達していない場合には、積立水準の回復計画を策定するなどの対応が必要になります。

最低積立基準額の予定利率は2.17%を使用

4,530百万円



3,475百万円



$$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額}} = \frac{4,530 \text{百万円}}{3,475 \text{百万円}} = 1.30$$

基準値：0.90以上

**検証結果** 積立比率は基準値を上回っており、積立水準の回復計画を策定する必要はありません。

<平成19年7月末現在>

## 当基金の現況

加入者数  
男性 1,155人  
女性 123人

受給者数  
男性 39人  
女性 1人

加入者数  
男性 1,155人  
女性 123人

受給待期者数  
男性 33人  
女性 2人

### 給付額の状況

老齢給付（年金） 15,756,597円  
老齢給付（一時金） 23,503,400円  
脱退一時金 3,735,300円

### 退職時に、脱退一時金の受取方法を選択する。

加入者期間が1ヵ月（自己都合退職の場合は3年）以上20年未満で資格を喪失する人、または加入者期間が20年以上あり60歳未満で資格を喪失する人を中途脱退者といいます。中途脱退者は、退職時に基金から脱退一時金が受けられます。このうち該当する中途脱退者は、この脱退一時金を企業年金連合会（以下「連合会」という）に移すことで加入期間を通算し、将来の年金受給に結びつけることもできます。

に該当する中途脱退者は退職時に、「脱退一時金を受ける」か「脱退一時金を連合会に移換する（将来、通算企業年金を受給）」かを選択します。

に該当する中途脱退者は、脱退一時金の原資の受け取りを60歳まで繰下げた場合、老齢給付金として年金で受給することもできるようになります。

退職時に転職先が決まっていなどで、「脱退一時金の受取方法の選択を保留する」こともできます。

脱退一時金は、転職先の企業年金に移換することができる場合があります。退職後、自営業者になったり企業年金の設立されていない会社に転職した場合は、個人型確定拠出年金（国民年金基金連合会）に脱退一時金を移換することもできます。

### 選択 および 請求 の手続きを行う

退職後、「受取方法のご案内」、「受取方法選択届」、「一時金裁定請求書」が基金から自宅に届きます。

「受取方法選択届」には、「受取方法のご案内」に従って脱退一時金の受取方法を選択して記入し、基金へ返送してください。

保留した場合は、申出期限（退職後1年以内か転職先に就職して3ヵ月以内のいずれか早い方）までに受取方法を選択してください。

転職先の企業年金の移換は、受け入れの可否や制度の内容を理解した上で選択してください。

脱退一時金を受ける場合は、「一時金裁定請求書」に必要事項を記入して請求の手続きを行います。脱退一時金は、請求後1ヵ月以内に本人が指定した銀行口座等に振り込まれます。

脱退一時金の  
受取方法

選択

脱退一時金を受ける

連合会に移換する

受け取りを保留する

60歳まで繰下して  
年金化して受給する

の選択ができるのは、上記に  
該当する中途脱退者のみ。

### 次の点にご留意ください

申出期限内に選択の手続きを行わない場合は、脱退一時金の原資は自動的に「連合会へ移換」されます。

このように連合会へ自動移換された年金資産は運用されないまま放置され、手数料だけが控除されるため資産が目減りしていくこととなりますのでご注意ください。

退職後、受取方法の選択の申出前に住所や氏名、振込口座などに変更があった場合は、必ず当基金にご連絡ください。

移換の選択を申し出た場合、その後の対応は当基金ではなく連合会となります。

連合会や個人型確定拠出年金への移換時には、事務手数料がかかります。

転職先の企業年金に移換できる場合は、移換先の制度に従うこととなります。

### 請求の手続きは確実に行ってください！！

基金の脱退一時金（年金も）は、退職すれば自動的に受けられるというものではありません。加入期間や年齢といった受給要件を満たしていても、本人が請求しなければ、いつまでも受けられません。

また、連合会に脱退一時金相当額を移換した場合は、数ヵ月後に移換が完了したことをお知らせする、「移換完了通知書」が届きます。受給年齢になったら、その案内にしたがって請求の手続きを行ってください。

転職先の企業年金から年金や一時金を受ける場合も、請求が必要になります。



# 年金トピックス

『ねんきん特別便』(H19.12~)  
『ねんきん定期便』(H21.4~)  
が実施されます。

社会保険庁は、平成20年4月以降から厚生年金保険と国民年金のすべての被保険者を対象に、毎年誕生日に年金個人情報をお知らせする『ねんきん定期便』を本格的に実施する予定とし、一部前倒しで開始していました。ところが、5,000万件の年金記録モレが問題となり、その対応のため、『ねんきん定期便』にかわり『ねんきん特別便』が実施されることになりました。



## ねんきん特別便はすべての人に送付

社会保険庁は、約5,000万件の未統合記録の名寄せ作業を行い、基礎年金番号に記録が結びつく可能性がある人、その他の年金受給者、その他の被保険者へと、次のスケジュールで加入期間および加入履歴を記載した「ねんきん特別便」を平成19年12月から平成20年10月までの間に、順次送付する予定となっています。

記録が結びつくと思われる人

【平成19年12月~20年3月目途】

その他の受給者 【平成20年4月~5月目途】

その他の被保険者【平成20年6月~10月目途】

記録が結びつくと思われる人と58歳到達者に対しては、現在、58歳通知で行っている方法と同様に、「確認はがき」と「年金加入記録照会票」が同封されます。記録に間違いがないと確認できた人は「確認はがき」を、記録の訂正が必要な人は「年金加入記録照会票」をそれぞれ返信します。

なお、厚生年金被保険者に対する「ねんきん特別便」は、事業主経由で送付する予定としています。

名寄せ：年金記録の氏名、生年月日、性別などの一部が異なる記録をコンピュータ処理で選び出して照合する作業

## 平成21年4月から定期便を実施

「ねんきん特別便」が実施されることになったため、平成20年4月から本格実施することを予定していた「ねんきん定期便」については、平成21年4月より本格実施となります。

また定期便の記載内容は、以下のように当初の予定より充実したものとなるようです。

平成21年4月から一定期間は、加入期間、年金見込額など加えて、すべての被保険者に加入履歴と過去のすべての標準報酬月額および国民年金保険料の納付状況をお知らせ。

一定期間経過後は、全年齢の被保険者に加入期間、年金見込額などに加えて、直近1年分の標準報酬月額および国民年金保険料の納付状況を毎年お知らせ。

ねんきん定期便等は、社会保険庁に届けてある住所あてに送付されます。住所を変更したときは速やかに住所変更届を提出する必要があります。

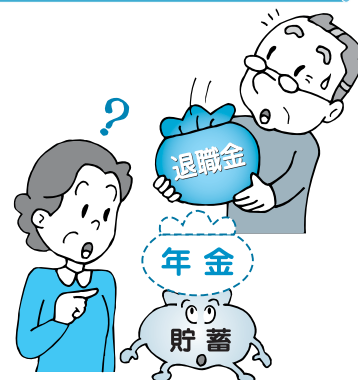
自分の加入記録に疑いや不安がある人は、自ら確認する方法もあります(年金個人情報提供サービス・年金相談専門ダイヤル・社会保険事務所等の窓口での相談)

『ねんきん特別便』と『ねんきん定期便』の実施スケジュール

	H19.3	H19.12	H20.4	H20.6	H20.11	H21.4
受給者への対応 (約3,000万人)		名寄せの結果、記録が結びつくと思われる人へのお知らせ	その他の受給者	ねんきん特別便		
被保険者への対応 (約7,000万人)		名寄せの結果、記録が結びつくと思われる人へのお知らせ		その他の被保険者	ねんきん定期便 の本格実施 すべての被保険者	
		5,000万件の未統合記録の名寄せ作業				
		35歳通知				
		58歳通知				

## 「年金空白期間」は働くことを前提に

やがて「60歳前半は年金が受けられない…」という時代がやってきます。老後を支える生活費は、国の年金・退職金（企業年金）・貯蓄が三大柱といわれています。定年から65歳までは、その一本が欠けるわけですから、何らかの方法で生活費を手当てする必要があります。退職金（企業年金）や個人資産の運用も方法のひとつですが、働いて収入を得ることは大きな対策になるのでは。



### ● 年金の空白期間が生じる ●

少子高齢化が進み、国の年金財政が大変厳しくなっています。このため公的年金制度において度重なる見直しが行われ、私たちが将来受け取る年金は大幅に削減されるようになりました。

現在、特別支給の老齢厚生年金のうち、定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げされていますが、平成25年度からは報酬比例部分の支給開始年齢が、段階的に60歳から64歳へと引き上げられることは、定年後の生活に大きく影響してきます。

この支給開始年齢の引き上げにより、男性で現在46歳の人（昭和36年4月2日生まれ）、女性で41歳の人（昭和41年4月2日生まれ）から、60歳から64歳の5年間に国の年金がまったく受けられない期間（いわゆる『年金の空白期間』）が生じてしまいます。（企業年金基金の年金は、60歳から支給開始となります）

総務省の調査によると、定年後の日常の生活費は月に約25万円<sup>1</sup>が必要だとされています。これが5年分とすると総額1,500万円にもなります。

1 ゆとりある生活をおくるためには、月に約38万円が必要とするデータもあります（生命保険文化センターの調べ）。

### ● 働き続ける選択肢 ●

「年金空白期間をどうするか？」、まず自分の定年年齢や、退職金（企業年金）や貯蓄でどれだけカバーできるかイメージします。その結果、十分な収入が用意できないようなら、その金額を補う対策を考えます。

一番手っ取り早い解決策が、働き続けることです。平成18年4月から高年齢者雇用安定法が改正され、65歳まで働くことができる制度（定年の引上げ、継続雇用制度の導入等）を企業が導入することが義務づけられています。

働かない場合は、退職金や貯蓄を取り崩す方法や65歳からの国の年金を60歳前半に繰上げて受ける方法が考えられます。年金繰上げの選択をした場合は、年金額が減額される（終身）ので注意が必要です。

しかし、老後の生活費は長い視点で考えて、資金を用意する必要があります。趣味や旅行にと豊かに過ごすための余裕資金もほしいものです。

人それぞれ健康状態にもよりますが、60歳台はまだまだアクティブな年代です。もうひとつふんばり、働き続けることで、将来の大きな安心が得られるのではないのでしょうか。

## 基金事務所移転のお知らせ

このたび本社移転にともない、キャノンアネルバ企業年金基金事務所も下記のとおり移転しましたので、お知らせいたします。

### 記

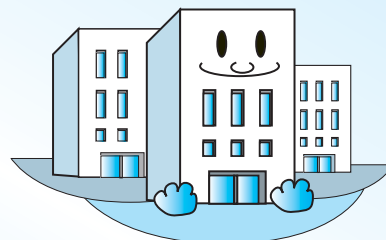
所在地：〒215 - 8550 神奈川県川崎市麻生区栗木2 - 5 - 1

キャノンアネルバ株式会社 内

TEL・FAX：044 - 986 - 4227

最寄駅：小田急多摩線 黒川駅 南口（徒歩10分）

（詳しくは本社ホームページをご覧ください。）



# 企業年金

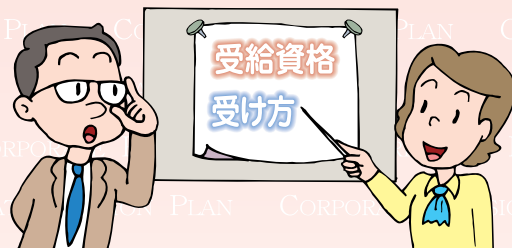
## Q&A



基金から将来年金を受けるためには、どんな要件を満たす必要があるのでしょうか？

また、年金としてではなく一時金として受けることはできないのでしょうか？

### 基金の年金の『受給資格』と『受け方』？



キヤノンアネルバ企業年金基金の加入者は、入社から退職時まで基金制度に加入し、退職後に給付を受けるために会社が負担する掛金が積立てられています。基金から年金を受けるためには加入期間が20年以上必要で、原則として60歳から『老齢給付金』として「標準年金」を受け始めます。老齢給付金を受けられない中途脱退者は、一時金として『脱退一時金』を受けます。

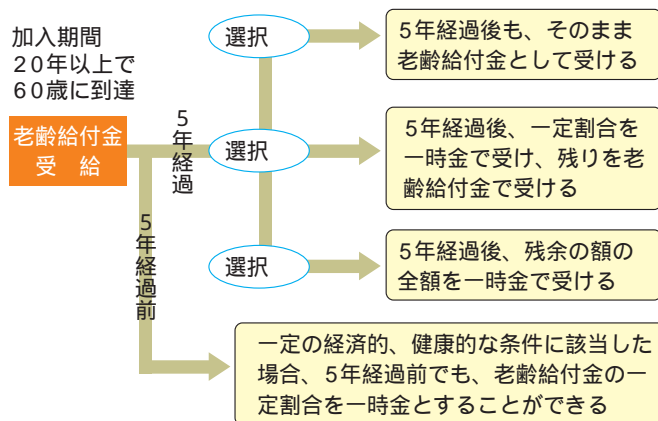
### 加入20年以上で、60歳になったときは『老齢給付金』を

加入期間が20年以上ある人が60歳になると、その翌月から『老齢給付金』として「標準年金」<sup>1</sup>を受けます。老齢給付金は、受給期間を5年、10年、15年、20年のうちから選択できます。老齢給付金を受けてから5年を経過後<sup>2</sup>に、希望すれば残余の給付額の一定割合（100%、75%、50%、25%）を、一時金として受けることができます。

- 1) 標準年金額は、支給開始時の仮想個人勘定残高を一定の年金現価率で除した額とします。
- 2) 災害により財産について著しい損害を受けたときや債務を弁済することが困難なとき、長期入院をした場合などは、受給開始後5年以内でも一時金を選択することができます。

60歳からの受取方法は、次の3通りあります。

- 受給期間の全期間を年金で受ける
- 受給5年経過後、一定割合を一時金で受け、残余の額を年金で受ける
- 受給5年経過後、残余の額の全てを一時金で受ける



### 中途脱退者は『脱退一時金』を

加入期間20年未満の人が加入資格を喪失したとき、又は、加入期間20年以上の人が60歳未満で退職したときは「中途脱退者」となり、年金ではなく脱退一時金<sup>3</sup>を受けます。また、に該当する人は60歳になるまでの間に、脱退一時金受給の繰下げを申し出ることができます。さらに、60歳まで繰下げをした場合、老齢給付金の受給資格者となるため、年金として受給することもできます。なお、繰下げ期間中に一時金の一定割合を早期受給に振り返ることもできます。

上記 の中途脱退者は、脱退一時金の原資を企業年金連合会に移すことで他の企業年金の加入期間と通算し、将来の年金受給（通算企業年金）に結びつけることもできます。（手続きは5頁参照）

- 3) 中途脱退時に受ける脱退一時金額は、資格喪失時の仮想個人勘定残高の額とします。